

仕 様 書

1 件名

延岡市地域防災計画更新支援業務委託

2 目的

延岡市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、延岡市防災会議が作成する計画であり、延岡市・宮崎県指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害に係わる災害予防、災害応急及び災害復旧対策を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、社会秩序と市民の福祉の確保に万全を期することを目的に策定している。

本業務は、災害対策基本法など関係法令等の改正をはじめ、市の災害の教訓や近年の取組を踏まえ、計画の即応性、実効性を一層高めるため、市計画の更新を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月14日まで

4 履行場所

延岡市の指定する場所

5 業務委託内容

市の指示の下、受託者は以下の業務を行う。なお、成果品は電子データにより納入するものとする。

(1) 市計画（見直し原案）の作成支援

ア 概要

庁内検討会で意見照会を行うための資料として、次の①から⑤により、作業部会等に使用する市計画（見直し原案）を作成する。

- ① 市計画（令和5年7月修正）の分析
- ② 県計画（令和6年3月修正）の分析と整合性の確保
- ③ 関係法令等の改正の反映
- ④ 計画書の機能性を向上（計画構成、見出し、レイアウトの工夫及び改善）
- ⑤ その他、市の指示する資料、法令等を反映

イ 納入する成果品

- ・市計画見直し原案
- ・令和6年9月上旬まで

(2) 市計画（見直し案 庁内検討会用）の作成支援

ア 概要

作業部会結果等及び市の指示に基づき上記（1）の市計画見直し原案に所要の修正を行い、庁内検討会等に使用する市計画（見直し案）を作成する。

イ 納入する成果品

- ・市計画見直し概要版、市計画見直し案
- ・令和6年10月上旬まで

(3) 市計画（見直し案 防災会議用）の作成支援

ア 概要

庁内検討会結果等及び市の指示に基づき上記（2）の市計画見直し案に所要の修正を行い、防災会議等に使用する市計画（見直し案）を作成する。

イ 納入する成果品

- ・市計画見直し概要版、市計画見直し案
- ・令和6年11月中旬まで

(4) 庁内検討会の実施支援

地域防災計画の更新に関して、庁内検討会を組織する予定としているため、資料作成補助を行う。

(5) 成果品（市計画見直し案）の納入

庁内検討会及び防災会議の意見等を踏まえ、必要な最終調整を行ったうえで、次の成果物について、履行期間までに一式を電子データとして納入する。データの作成にあたっては、Word、Excel等、改変可能なデータにより納入するとともに、市ホームページでの公表用及び庁内通知用としてPDFデータを納入すること。なお、PDFについては、見出しの設定等、市民が見やすいデータ作成を考慮すること。

- ① 市計画概要版（令和6年度見直し版）
- ② 市計画本編及び資料編（令和6年度見直し版）
- ③ 令和6年7月版との主な修正内容説明資料（公表用）

- ・令和7年2月28日まで

(6) 打合せ協議

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は最低4回とし、業務の進捗に合わせて必要に合わせて追加して実施する。

- 1) 業務着手時
- 2) 見直し原案作成時
- 3) 見直し案作成時
- 4) 成果品納入時

6 その他

ア この業務を遂行するに際し、本契約締結後直ちに市との連絡調整に当たる当業務専任の担当者を配置すること。

イ アに示す担当者は、防災・危機管理に関する計画策定に精通した技術者を配置するものとする。特に、延岡市と同規模以上の人口や職員数を有する地方公共団体において、地域防災計画修正業務について、過去5年以内に支援実績があることを必須とする。